

S s 戦争・死刑と国家。そして国家と人民（180）

（Eメールニュース「みやぎの九条」2022年1月1日号）

小田中 聡樹 （東北大学名誉教授・みやぎ憲法九条の会世話人）

今号は2018年10月の3回目です。今号は「核禁条約と原発問題」と「原発問題の動き（伊方原発再稼働と福島事故の刑事責任裁判の現状）」および「外国人技能実習生の処遇の実態（入管法改定問題）」を取り上げます。今回で2018年10月を終了し、次号から2018年11月に生じた諸問題に移ります。ご愛読に感謝いたします。

第3章 核禁条約と原発問題

第1節 核禁条約署名の進展

（1）核廃絶を求めるヒバクシャ国際署名連絡会は、2018年10月2日東京都内で記者会見し、2016年4月から取り組んだ「ヒバクシャ国際署名」が累計830万403人になった、と発表した（10月3日赤旗）。

この署名目録は、国連総会第1委員会に届けられる。

なお、同署名は、人口約5万6000人の4分の1の1万4000人を達成することを目標として活動している「平和をまもる茅野市民の会」が、10月9日迄に1万110人集めるという目標の下に行った地道な活動の積み重ねの成果である（10月10日赤旗）。

（2）①第73回国連総会は、2018年10月8日、軍縮・国際安全保障問題を扱う第一委員会で行った一般討論の中で、エスピノサ国連総会議長（エクアドル）が、”核禁条約は他国間主義と国際法との歴史的一歩であり、加盟国は発効のためにすぐにでも批准することが重要だ”と表明した。

②「ヒバクシャ国際署名連絡会」の代表は、10月10日国連本部で開催中の国連

総会第1委員会（軍縮・国際安全保障）のジンガ議長（ルーマニア国連大使）に、830万403人分（9月30日時点）の、核兵器廃絶を求める「ヒバクシャ国際署名」の目録を提出した。

連絡会を代表し、日本原水爆被害者団体協議会の木戸事務局長と濱住事務局次長が、ジンガ議長と国連の中満軍縮担当上級代表（事務次長）と面会して提出した。

木戸さんは、国連が軍縮推進のために各国政府と専門家・市民の連携を訴えていることにふれ、「この署名運動はまさにその一つです」と説明。「数億の署名を集め、核軍縮が1日も早く、私たちが生きている間に実現することを願っています」と語った。

ジンガ議長は、「こんなに目を見張るほどたくさんの署名を集めてくれてありがとう。ヒバクシャがつらい経験を共有し、尊厳のうちに生きることを選んだことに大変感銘を受けた」と応じた。

（3）2018年10月17日、日本ペンクラブは、声明「国際ペンクラブ決議により核のない世界の実現に呼びかける」を発表した（10月18日赤旗）。

同声明は、“核廃絶・核兵器禁止に向けたヒバクシャと世界の人々の願いに応え、今後もあらゆる国の核実験に反対し続けるとともに、1日も早く核のない世界を実現するため、私たち1人ひとりの心からの言葉によって世界に訴えていくことを誓う”と宣言し、2017年11月に実施された米国の未臨界実験が核なき世界を求める世論の高まりに逆行するものとして強く抗議する“、と表明した（未臨界実験については後述）。

(4) ①2018年10月16日、日本被団協（日本原水爆被害者団体協議会）は、全国代表者会議を開き、原水爆症認定訴訟やノーモア被爆者訴訟の全面解決、被爆の実相普及とヒバクシャ国際署名、被爆2世の組織・活動について交流した（10月17日赤旗）。

②田中代表委員は、開会あいさつで、2017年7月に核禁条約ができ禁止・廃絶への道筋が見えてきたが、その一方でトランプ大統領のもとで未臨界実験が核態勢の見直しの一環として行われたことを批判し、この問題で日本政府が抗議しないのは日本人から遠い存在の政府だ、と痛烈に指摘した（2018年10月17日赤旗）。

第2節 核禁条約の国際的潮流

(1) 2018年10月8日から国連総会の軍縮・国際安全保障問題を扱う第1委員会は、核禁条約について各国代表が討論した。その大要を記す。

なお、各国代表の発言を核禁条約に積極的な国と消極的な国とに分け、積極的な意義を認める国には○印を、消極的な国には×印をつける（10月18・19日赤旗）。

○ 核の軍縮は絶対に必要 オーストリア

(5) ①2018年10月12日、「非核の政府を求める会」（常任委）は、2017年12月にアメリカが行った未臨界核実験に抗議する声明を発表した（10月17日赤旗）。

②同声明は、「核実験はいかなる方法であれ核爆発性能の維持・改良が目的であり、核兵器使用に備えるものであり、非核・平和の世界・日本を願う同会として核実験に強く抗議する。さらに未臨界実験を含むすべての核実験の中止を求め、「核態勢の見直し」「核使用の放棄」「NPT合意の誠実履行」「核禁条約締結」を速やかに決断することを強く求める、とした。

③日本原水爆被害者団体協議会（日本被団協）の全国都道府県代表者会議は、10月17日、“原爆被害への国の償いや日本被団協運動の継承などについて交流し、核兵器禁止条約の発効に向けてヒバクシャ国際署名を広げること”などのアピールを採択した。

アピールは、日本政府に対し、唯一の戦争被爆国として核兵器のない世界へ前進する役割を果たすことを求めるとともに、憲法を守り、核兵器も戦争もない世界の実現を目指すとした。

核軍縮は人類にとって必要だ。そのことは核不拡散条約（NPT）に記されており、NPTによる法的責務が完全に履行されなければならない。

核兵器禁止条約はまさにこのことを達成するために重要な寄与となる。NPT第6条（核保有国による核軍縮交渉の義務）を完全に履行するための法的道筋をもたらしている。

核兵器禁止条約は核兵器のない世界を実現する上で、国際的な不拡散・軍縮体制の

不可欠な要素だ。現在69ヶ国が署名、19ヶ国が批准し、速やかな発効に向かっていく。まだの諸国にこの歴史的条約を受け入れるよう呼びかける。(8日)

○ 禁止条約の採択を歓迎 メキシコ

核兵器禁止条約が採択され、署名のため公開されたことを通じて、核兵器のない世界を手にし維持するのに歴史的な1歩をしるしたことを歓迎する。

一方で深く憂慮すべきこともある。核兵器など軍事費の増額を促すような声が強まっている。核兵器の最新鋭化を進める中で、武力行使の脅迫をめぐって許しがたい言葉が使われている。

核兵器の使用は取るに足らないものだという考えを受け入れることはできない。不確実性を浸透させ、より大きな危険を生み出し、平和から遠ざかるだけでなく、国連憲章に明確に違反するからだ。(8日)

○ 核兵器廃絶究極の目標 ナイジェリア

核兵器はいまだに最大の破壊をもたらすものであり、その完全廃絶はあらゆる軍縮過程の究極的な目標でなくてはならない。2017年7月の核兵器禁止条約の採択を思い起こす。ナイジェリアはそこに至る過程に参加し、署名した最初の諸国の一つであることを誇りに思う。

意図的であるかないかにかかわらず、核兵器の使用が引き起こす破滅的な人道上の結果を忘れることはない。そのために、すべての諸国、ことに核保有国に対して、核兵器使用が人間の健康や環境、中でも不可欠な経済的な資源にもたらす破滅的な結果を考慮し、核兵器を解体・放棄するよう求める。(9日)

× 禁止条約に署名しない ノルウェー

ノルウェーは、核兵器の全面廃絶という目標をしっかりと守っている。それを達成するためには包括的な計画が必要だ。私た

ちの共通目標が達成されるには、均衡がとれ、相互的で、不可逆的で、検証可能な核兵器廃絶でなければならない。

ノルウェー政府は、本日核兵器禁止条約に署名・批准した場合の結果について議会に報告した。われわれの結論は変わらない。同条約には署名も批准もしない。

NPTは引き続き、軍縮と核の不拡散・平和利用について、共通の努力の要石となる。(9日)

○ 禁止条約は廃絶の一步 コスタリカ

条約が採択されたことは、後戻りできず、検証可能で透明性のある核兵器廃絶に向けた最初の一步となった。

再度、すべての国連加盟国に対し、同条約に加入するよう呼びかける。これが発効すれば、核兵器使用に対する法的・政治的基準が強化される。すなわち、核兵器を禁止することは人類にとって絶対に必要だということを主要な前提とすることになる。(11日)

○ 早期批准に向け努力中 ガーナ

核兵器のない世界はわれわれ共通の利益であり、核兵器の全面廃絶を保障するのはそれを完全に禁止する以外ない。

そうした理由から、核兵器禁止条約が核不拡散条約(NPT)を補完し強化するものとして無事採択されたことを歓迎する。その背景にあるのは、核兵器の使用や実験、偶発的な起爆がもたらす人道面・環境面への影響だ。

ガーナは同条約が公開された際に署名し、早期批准に向けて努力している。まだ署名していない諸国に対し、すみやかに署名するよう促す。(11日)

○ 核を使えば破滅的結果 ペルー

核軍縮に向けた決意から、ペルーは、核兵器禁止条約に署名した最初の国となった。

核兵器使用のもたらす結果は破滅的で、国境を越え、人間の生存や環境、社会経済の開発、世界経済、食糧安全保障、現世代及び将来世代の健康に重大な影響を及ぼす。

核兵器の使用・使用の脅迫、開発、最新鋭化、など同条約で禁止されているいかなる活動も違法であると強調し非難する。同条約に加盟していない国、特に核兵器保有国に対し、加盟するよう強く求める。(12日)

○ 発効めざす前進を歓迎 中央アフリカ

われわれは、善良な市民に対して核兵器を使用する危険があることに、正面から向き合うべきだと考える。核兵器の完全禁止と全面廃絶のために努力している。

そのことから、核兵器禁止条約が2017年に122ヶ国の賛成で採択されたことを歓迎した。それは核兵器のない世界の実現と維持に重要な寄与となる。同条約が発効に向けて重要な前進を遂げていることを歓迎する。

同条約が早期に発効し、第1回の締約国会議が開かれることを期待する。(12日)

× 禁止条約を支持しない 英国

国際原子力機関 (IAEA) による保障措置と相まって、核不拡散条約 (NPT) は、核兵器保有をすべてではないにしろ数ヶ国に抑止してきた。

相互信頼に基づき、署名国すべてに具体的な利益を提供する点で、NPTは核兵器禁止条約とは明確に区別される。禁止条約は安全保障状況を見放し、核兵器保有国間の信頼や公開性を強化しない。さらに核軍縮の技術的課題にも対処していない。

英国はこの条約を支持せず、署名も批准もしない。NPTにそって段階的な措置を

重ねることで核軍縮を追求する。(12日)

○ 核の影響はとどまらぬ トリニダード・トバコ

トリニダード・トバコは、この歴史的条約を支持する国の一員となることを喜び、迅速な署名・批准に向けて真剣に努力している。

核兵器使用のもたらす破滅的な人道の結果を強調する。核兵器の使用および実験が人間と環境に与える影響は、過去に限定されない。健康と幸福、ジェンダー平等、陸と海洋の環境にかかわる持続可能な開発目標 (SDGs) を追求する上で、脅威となっていることには変わりない。(15日)

× 安保上難問解決策示せ 米国

米国が軍縮でこれ以上の手だてを取ることを見合わせ放棄する口実を探しているとの主張がある。そうした考え方に沿った結果、一部の諸国は核兵器禁止条約といったものを取り入れ、それが核軍縮を再活性化させる「特効薬」だ、と言っている。

しかし、そうした諸国は、各国に「核抑止」への依存をもたらしめている安全保障上の難問には対処せず、核兵器が現実には削減されるような困難な作業に従事していない。禁止条約の提案国は、そうした安全保障上の難問に解決策を提示せず、単に核兵器を禁止するだけで、あとは自らうまくいくと信じている。(10日)

× 禁止条約は「効果ない」 フランス

現在の脅威、戦略上の環境の悪化、直面する安全保障上の難問などを認識せず、核軍縮に人道的側面から迫った結果、が核兵器禁止条約の交渉だった。フランスはその交渉には参加しなかったし、同条約に加盟するつもりはない。われわれは同条約に縛られないし、新たな責務も負わない。

欧州・アジアの諸国にとって、「核抑止」は、引き続き地域および国際の安定と安全を守る役割を果たしている。

禁止条約は、核軍縮に向かう道で「効果のない」措置であり、危険に満ちている。核不拡散体制の信頼性を損なうものだ。

(10日)

○ NPT補完 新たな活力 アイルランド

NPTは史上最も成功した多国間条約の一つになったと自信を持って言える。しかし、同条約がもともと約束していた軍縮は実現されていない。核兵器を今も自国の安全保障戦略の中心に据えている国がある。費用をかけて最新鋭化することで、国際的な緊張や不安定を招いている。

核兵器がある限り、すべての諸国の安全保障は危険にさらされる。

アイルランドは、核兵器禁止条約が、今ある核軍縮の仕組みを補完し強化するとともに、長く無視されてきたNPTの軍縮条項に新たな活力を与えると固く信じている。(10日)

○条約発効へ努力求める モンゴル

核兵器禁止条約が採択されたことは、核兵器を禁止しその完全廃絶につながるものとして、重要な画期的な出来事となった。法的拘束力を持つこの文書は、NPTと包括的核実験禁止条約(CTBT)を補完するものであり、政治的に強化するものだ。これを発効させるために積極的に努力することが不可欠だ。

モンゴルは核軍縮・不拡散・軍縮体制の強化をしっかりと守り、NPT、CTBT(化学兵器禁止条約)、生物兵器禁止条約が確実に履行されるよう、国際社会の努力を支持する。さらに、核兵器禁止条約にも近く加入する。

(2) ①核禁条約に積極的な国と消極的な国との対立に潜む根底にあるのは、“核

保有国は核使用を自制し、これによって核戦争が抑止される”とする核保有国とその同調・追随国＝核勢力(米・英・仏など。そして日本(後述))の戦略的捉え方である。

②しかし、この捉え方は全く逆であり、現実的でない。核保有国が核行使を抑制し自制するであろうという保障は、歴史的にも現実的にも存在しないからである。

核勢力は、世界支配力の維持のためには必要とあれば核使用も辞さない。このことは第二次大戦末期のアメリカの広島・長崎への原爆投下の実例に徴しても明らかである。

③核兵器とは核勢力の世界支配のための人類大量虐殺の最強の兵器なのである。

(3) 53ヵ国による「核禁条約の早期署名・早期批准を呼びかける決議案」(10月21日赤旗)。

①同決議案に2018年10月段階で69ヵ国が署名、19ヵ国が批准を済ませた。なるべく早く手続きを進めることとともに、2国間・多国間などあらゆるレベルの枠組みを活用して、条約順守を促す取り組みを各国に呼び掛けている。

②現在までにオーストリアのほか、メキシコやインドネシアなど、53ヶ国が共同提案に同意。

(4) ①日本政府はこの動きに対抗して、2018年10月18日までに、恒例(

1994年以降25年連続で同様の決議案を提出)の「核兵器廃絶決議案」を国連総会第1委員会(軍縮)に提出した。

決議案には、今回も核兵器禁止条約への言及はなく、日本は1994年以降、25年連続で同様の決議案を提出。

決議案は、核禁止条約をめぐる核兵器保有国と非保有国の対立を念頭に、昨年同

様、前文で核兵器なき世界の実現に向けた「さまざまなアプローチに留意」と明記した。(核軍縮義務を定めた核不拡散条約(NPT) 6条への言及は、昨年の決議で削除されたが、今回は復活)。

②このように日本政府が国連総会の第1委員会に提出した「核兵器廃絶決議案」で、核兵器禁止条約への直接の言及を避けたことに、核禁条約を批准・署名する国が広がる中で国際社会に失望が広がっている。

これに関して菅官房長官は10月19日の記者会見で、“核兵器国と非核兵器国の協力を得て、核兵器のない世界に向けて一歩一歩着実に近づいていく、ある意味で現実的アプローチが必要だ”と正当化した(10月20日赤旗)。

(5) ①2017年12月、アメリカ(トランプ政府)は、28回目の未臨界核実験を行った(於ネバタ州)(10月12日赤旗)。

未臨界実験は、核爆発を伴わないため包括的核兵器禁止条約(CTBT)の禁止対象とはされていないが、核兵器廃絶を目的とする同条約の精神に反することは明白である。

第4章 原発問題の動き(伊方原発再稼働と福島事故の刑事責任裁判の現状)

第1節 伊方原発再稼働

①a 2018年10月27日伊方原発3号機(愛媛県伊方町)が再稼働した(10月28日河北新報・赤旗)。

3号機は、新規制基準適合審査に合格し2016年8月に再稼働した後、2017年10月から定期検査に入り、2017年12月の広島高裁の運転差止め仮処分決定により運転停止を継続。同決定は、阿蘇カ

②この実験に対し、抗議・批判の世論が起こったのは当然である。その代表例として、日本被団協と原水協の抗議文を記す。

日本原水爆被害者団体協議会と原水爆禁止日本協議会は、米国が行った未臨界核実験について抗議文を10月12日米国大使館に送付した(2018年10月13日赤旗)。

(i) 日本被団協

米国は核兵器禁止条約に賛成しないだけでなく、核不拡散条約で義務付けられた核軍縮に逆行するものである。核兵器のない平和な世界を求めて努力している世界の各国に真っ向から反対するものであり、到底許すことはできない。

(ii) 日本原水協

さらなる核拡散や核軍備拡張競争を招くものである。核兵器のない世界の実現を願う圧倒的多数の世界の国々や世論に真っ向から反するもので、到底許されない。米国が誓約している「核兵器のない世界」に向けて核不拡散条約再検討会議での合意事項の履行や、核兵器禁止条約への参加など、誠実に行動することを要求する。

ルデラで大規模噴火が起きた際、火砕流が原発敷地に到達する可能性を指摘した。

しかし、2018年9月25日異議審の広島高裁は、“破局的噴火が起きる可能性の根拠が示されていない”とする逆転決定を出した。これにより再稼働が可能となった。そこで四国電力は、前述のように10月27日再稼働させた。同月30日に発電を始め、11月28日に営業運転に移行の見通し。

⑥再稼働を前にして愛媛県の「伊方原発をとめる会」は、10月21日松山市で「伊方原発再稼働を許さない！えひめ県民集会」を開いた。参加者は約150人。（10月22日赤旗）。

草薙事務局長はあいさつの中で、“伊方原発が日本最大の活断層「中央構造線」の直近にあり、南海トラフ地震の震源域の真上に立地している。「南海トラフ地震は30年以内に必ず起こると言われている。再稼働は断じて許せない」と述べた。

②②018年10月26日、広島地裁は、伊方原発3号機の運転差止めの延長を認めない決定を下した（10月27日赤旗）。（なお、この仮処分決定は、2017年12月に広島高裁の差止め仮処分決定をめぐって広島、松山両市の住民が期限延長（10月以降の）を求める新たな仮処分申請についての決定である）。

第2節 福島事故の刑事責任裁判の現状

①②018年10月16・17日、福島事故の刑事責任（業務上過失）を東電旧経営者3人（勝俣元会長・武藤元副社長・武黒元副社長）に問う刑事裁判の被告人質問が行われた（10月22日河北新報・赤旗）。

起訴状によると、3被告は、津波の襲来で事故が発生する可能性を予見できたのに、運転停止を含む防護措置を取る義務を怠り、漫然と運転を継続。長時間の避難を余儀なくされた入院患者ら44人を死亡させ、消防隊員ら13人にけがをさせた、としている。

焦点は、“津波対策の必要を知りながら、対策の先送りを指示したのか”であるが、その前提として巨大津波を予見できた

⑥決定理由は、巨大噴火が阿蘇で発生する可能性は非常に低く、「噴火によって原子炉で事故が起こるリスクは、直ちに除去しなければならないほどの重大な損害又は急迫の危険には当たらない」とするものである。

③この決定に対し、裁判所前に、「伊方原発、止められず」「司法。判断から逃げまくる」の垂れ幕が掲げられた。申立人の小倉さんは「一縷の期待をもって臨んだが、過去の過ちをまったく反省していない判断だ。この国に正義はないのか」と訴えた。

また、決定を受けて伊方原発広島裁判弁護団は、これまでの多くの裁判例に反し、原子力規制委員会の「火山影響評価ガイド」やそれに基づく適合性審査の不合理性の判断を回避した「不当決定」だ、とする声明を発表した。

かが問題となる。地震本部（政府・地震研究推進本部）公表の地震予測「長期評価」をもとに最大15.7メートルの高さの津波が福島原発に襲来する可能性ありとの計算結果をめぐり、東電経営者の対応に関することである。

⑥この点につき、東電の担当グループは、2008年1月に津波評価を「東電設計」に業務委託し、同年3月に第一原発の原子炉建屋の敷地の高さ（海拔10メートル）を上回る最大15.7メートルの高さになるという計算結果を得ていた。

ところが同年7月に武藤副社長は、この計算結果の妥当性の評価を土木学会に委ねる方針を決めた。

④この措置につき、公判で武藤副社長は、“先送りは全くない。心外だ。当時の状況としては最善の努力を払った。15.7メートルの津波が現実襲来することは全く考えなかった”、と述べた。

⑤指定弁護士（検察官役）は冒頭陳述で次のように主張した。15.7メートルの計算結果などを軽視し、津波対策などの情報収集を怠り、適切な措置を講じる必要性を認識していなかったなら、「明らかに注意義務違反」だ、と。

②同月20日、勝俣元会長は被告人質問に対して“最終的な安全の責任は一義的に原子力立地本部が負う。最終的な義務と責任は分からない。社長は万能ではない”と答弁した。

③東電旧経営者は、このように責任逃れの態度に徹したのである。

なお、東電裁判の次回は、2018年1月14日、遺族への証人尋問が行われる（後述）。

第5章 外国人技能実習生の処遇の実態（入管法改定問題）

(1) ①②2018年10月12日、外国人労働者の受け入れを単純労働に広げる新しい在留資格の骨子が公表された（10月13日朝日新聞・河北新報）。以下、主として前掲朝日記事により制度の概要を記す。

③新在留資格として特定技能を設け、これを技術の熟練度に応じて1号、2号とに分ける。1号は「一定の技能」を持つ外国人とし、家族帯同は不可。2号は「熟練した技能」を持つ外国人労働者とし、家族帯同可能で、10年間滞在により永住許可要件の一つが満たされる。

④新在留資格が許される分野は、不足する人材を確保を図るべき産業上の分野で、介護、外食、漁業、建設業、農業などの14分野等である（省令で定める）。

受け入れ先には、適正な雇用契約を義務づける（日本人と同等な報酬など）。また支援計画の策定を義務付ける。

⑤政府・与党は、そのための「出入国管理及び難民認定法」（入管法）の改定・成立を2019年4月迄に急ぐ。

以上が新制度の概要である。

⑥安倍首相は、10月24日第197回臨時国会の所信表明演説で、入管法改定な

ど外国人労働者の受け入れ拡大策につき、“全国の中小規模事業者が深刻な人手不足に直面している。世界中から優秀な人材が集まる日本を創り上げる”と述べ、必要性を説いた。（10月25日朝日新聞）。

(2) この動きに対し、どのような問題点があり、いかなる評価が加えられているかを、まず新聞社説（朝日新聞2018年10月29日）からみることにする。

①これまで日本は、外国人の単純労働者を認めない立場をとってきた。だが現実には、知識や技能を習得して母国に持ち帰ることが目的の「技能実習生」や留学生アルバイトが、単純作業を含む様々な現場で働いている。外国人労働者は128万人と、この5年間で倍増した。

②外国人に頼らなければこの国は成り立たない。この認識のもと同じ社会でともに仲間として受け入れて処遇すべきだ。安倍政府が進めようとしている政策は、こうした考えとは異なり、単身で来日して一定期間働きそのまま帰国してくれる人、いう虫のいいことである。

③しかも理解しがたいのは、法改正後も技能実習制度が継続されることだ。低賃金で過酷な労働を強いるなど数々の人権問題

を引き起こし、外国人労働者政策のゆがみの象徴になってきたにもかかわらず、である。

④ 2017年、監督を強化する法律がようやく施行された。ところが今年に入って、日立製作所や三菱自動車といった日本を代表する企業で、実習生に単純労働をさせていたことが相次いで発覚した。

⑤ 就労受け入れに正面から扉を開こうとしているいま、あやしげな「裏口」を残しておく必要があるのか。撤廃に向けた論戦を国会に求める。

(3) 朝日の社説で指摘されている主な問題点を整理すれば次の通り。

① 外国人単純労働者に頼らなければ我が国は成り立たないという認識のもと、彼らを仲間として遇すべきであること。

② 入管法改定後も技能実習生制度が存続するが、この制度には数々の人権問題があり撤廃すべきこと。

そこで主としてこれらの問題点につき、他の文献をも参考として検討したい。

(4) ① (i) 外国人「単純労働者」(専門的・技術的分野以外の非熟練労働者)を受け入れるというのが新制度創設の骨格であるが、単純労働者は受け入れないとする政府の方針<1988年>にも拘らず、これ迄も多くの非熟練労働者を働かせてきたのが実態である。技能実習生、出稼ぎ目的の留学生などである(2017年10月末には、約128万人の外国人労働者が就労。うち専門的・技術的分野の在留資格者は約24万人=約19%、技能実習が約26万人=約20%、資格外活動(そ

の多くは留学生)が約30万人=約23%である)(指宿昭一「外国人労働者受入れ制度の新方針」世界2018年12月号)。

(ii) このように建前では単純労働者を受け入れないとしてきたが、バック・ドア、サイド・ドア(裏口)から受け入れるというごまかしが30年間続いてきた(前掲指宿論文)。

(iii) このようないびつな就労構造の中で特に問題を多く孕むのが、技能実習生制度である。

② (i) 1989年に「研修」という在留資格がつくられた。建前として技能実習は「研修」とされ、日本の職業上の技術・知識を学ぶ国際貢献を目的とする制度とされた。

だが現実には、人手不足を補う安価な労働力として使われている。そのため法令違反、人権侵害(低賃金<時給300円の労働者と呼ばれるほどの低賃金労働者>、月最長190時間の時間外・休日労働、労災かくしなど)が多発する制度である。

(ii) この実態に対して技能研修性が権利主張を出来ず声を上げられないのは、職場移動の自由がなく帰国を余儀なくされるからである。また送り出し機関との間で“権利主張しない”と約束させられ、保証金・罰金でがんじがらめにされているためである(前掲指宿論文)。

(5) なお2018年12月8日、出入国管理法改定法案は可決され成立した。その経緯と内容については11月分と12月分とで述べることにする。

(了)